

【資料1】文部省内部部局資料保管規程(昭和 37 年 6 月 5 日文部大臣裁定)

文部省内部部局資料保管規程

〔昭和 37 年 6 月 5 日〕  
〔文 部 大 臣 裁 定〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、文教行政に関し、重要資料の収集および散逸防止を図って沿革を明らかにし、もって施策の企画立案等に資することを目的とする。

(資料の範囲等)

第 2 条 この規程で資料とは、次に掲げる事項についての記録をいう。

- (1) 法律、政令、省令等の作成経過に関するもの
- (2) 審議会等の審議経過に関するもの
- (3) 大臣引継ぎ事項
- (4) 国会答弁資料
- (5) 会計および予算に関するもののうち重要なもの
- (6) 重要な会議、式典、行事等に関するもの
- (7) その他特に保存の必要があると認めるもの

2 前項各号に掲げる事項について、大臣官房各課長および連絡にあたる課の課長（以下「連絡課長」という。）は、毎四半期末にその局課の事項ごとの件名一覧を総務課長に報告するものとする。

3 前項の規定により報告された件名一覧について、総務課長は、連絡課長と協議して保存すべきものおよびその保存年限等を定めるものとする。

(引継ぎ)

第 3 条 主管課長は、前条第 3 項の規定により保存すべきものとされた事項についての資料を、原則として毎四半期末に、資料目録 2 部を添えて総務課記録班（以下「記録班」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された資料について、総務課長は、主管課長と協議の上記録班に引き継いで保存すべきものを決定する。

3 前項の規定により保存すべきものとされた資料については、記録班において、当該資料の有無を確かめた上引継ぎを受けるものとし、資料目録に引継ぎ年月日等を記入し、その 1 部を返付するものとする。

(編集)

第 4 条 前条第 3 項の規定により引継ぎを受けた資料は、資料簿冊に編集するものとする。

2 前項の編集は、当該資料簿冊の目次に引継ぎ年月日順に編集番号、件名等を記入して行うものとする。

(資料索引簿)

第5条 記録班においては、資料索引簿を作成しなければならない。

2 資料索引簿は、第2条第1項各号に掲げる事項ごとに分類し、編集番号、引継ぎ年月日および件名を記入するものとする。

(保管)

第6条 第4条の規定により編集した資料は堅ろうに製本し、文部省記録庫に保管しなければならない。

(貸出しおよび閲覧)

第7条 職員が資料の貸出しを受けようとするときは、記録班に資料借用証を提出しなければならない。

2 資料の貸出しの期間を7日以内とする。

3 資料の貸出しを受けた者は、当該資料を転貸することはできない。

第8条 職員が資料を閲覧しようとするときは、記録班の所定の場所において行わなければならない。

第9条 職員に対し秘密資料を貸出し、または閲覧させようとするときは、総務課長および当該資料の主管課長の承認を受けなければならない。

第10条 資料の貸出しを受け、または資料を閲覧する職員は、資料について解冊、抜出しもしくは書込みをする等資料をき損し、または資料の紛失もしくは滅失のおそれのある行為をしてはならない。

(事務処理)

第11条 資料に関する事務は、記録班において行なうものとする。

2 この規程に定めるもののほか、資料の取扱いに関しては総務課長が定める。

附 則

この規程は、昭和37年6月5日から実施する。

## 【資料2】法律案等作成経過に関する資料等の引継ぎについて(依頼)

文総記第44号

昭和49年2月6日

官房審議官 官房三課長

各局長 文化庁次長 殿

法律案等作成経過に関する資料等の引継ぎについて(依頼)

文部行政に関する重要資料については、文部省内部部局資料保管規程(昭和37年6月5

日大臣裁定) (別紙1) により、当課記録班に引き継いで保存すべきことになっていますが、必ずしも励行されていないため、文教行政の沿革を明らかにする上で、支障を生じるおそれがあります。

については、第72回国会における法律案の作成期にあたり、貴局課における法律案作成経過に関する資料その他の未引継ぎの資料について、整理の上すみやかに当課記録班に引き継がれるとともに、今後とも規程どおりに励行されるようお願いいたします。

なお、法律案作成経過に関する資料については、別紙作成資料目次(別紙2)を参照願います。

別紙1 [略]

別紙2

#### 法律案等作成経過に関する資料目次

- 1 法律案に関する各種審議会建議、答申等
- 2 法律案に関する関係各省庁、民間団体その他からの意見、陳情、訴願その他
- 3 所管課における原案作成の基礎原稿
- 4 所管局における法律案についての修正その他法律案決定の経過
- 5 関係局課との調整、連絡課長会、省議の意見等本省における法律案決定の経過
- 6 関係省庁との折衝経過(協議、意見、修正等)
- 7 法制局審議経過(主要な論点、修正、意見に基づく調整等)
- 8 党関係審議経過(部会提出案、説明資料、主要意見、修正等)
- 9 閣議提出案
- 10 国会提出案
- 11 答弁資料
- 12 国会審議の経過(委員会の主要論点、修正、公聴会、付帯決議等)
- 13 法律案に対する一般の関心(新聞論調、各界の意見等)
- 14 法律案の成立と不成立の結果(成立年月日、公布年月日、法律番号、審査未了、継続審査等)
- 15 成立法律等の施行通知
- 16 その他